

令和元年9月13日

高知県病院薬剤師会
会長 宮村 充彦様

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会
中四国支部 実務委員長 堀田 聰

公取協 中四国支部からのお願い

平素より医療用医薬品製造販売業公正取引協議会(以下、医薬品公取協)中四国支部の活動につきましてご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医薬品公取協は公正な競争秩序の確立および公的医療保険制度のもと、透明性の高い企業運営・高い倫理観を持った営業活動を行うために、公正取引委員会および消費者庁長官の認定を受けた公正競争規約(以下、規約)に基づき、取引を不当に誘引する手段としての景品類の提供を制限しており、会員会社は全国で224社となっています。

昨今、医薬業界に対する社会の目が厳しくなっていますが、令和元年度において当支部の会員会社には日頃より、下記2点について規約遵守の指導を行っています。

本来、規約はメーカーが守るべきルールですので、誠に勝手なお願いとなります。事情をご賢察の上、引き続き当協議会の活動に対しまして医療機関及び医療担当者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、何卒、宜しくお願ひ申し上げます。

記

I 「製造販売業者が開催する講演会等の景品類提供」につきましては、本年1月よりルールが①②の通り変更となっております。

- ① 医療関連テーマのみの講演会等であっても共同で開催する事が可能となりました。
- ② 自社医薬品に関連しないテーマのみの講演会等を開催する場合は参加者に対する茶菓・弁当を提供することはできません。

II 「自社医薬品説明会時の適切な弁当提供」については下記ルールに基づき開催することとしています。

- ① 自社医薬品に関する説明会とは医薬情報担当者等が日常の医薬情報提供活動の一環として医局等の複数の医療担当者の皆様に昼休みやカンファレンスなどの機会にお集まり頂き開催するものとしています。
- ② 説明会に伴う茶菓・弁当については開催時間中にお集まり頂いた医療担当者の皆様に限り食事時間帯の場合はお弁当を提供できるとしています。
- ③ 開催場所は、説明会の趣旨が損なわれないよう、通常は院内会議室・医局等としています。